○国土交通省告示第千三百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2357	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ａ20	ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千三百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2288	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ０６ＡＥ１	マツダ　ＤＢＡ－ＨＢ３５Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第千三百八十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1001	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ６Ｄ１０７Ｅ－２－Ｂ	コマツ　ＵＤＳ－ＷＡ１１８	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第千三百九十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1012	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｇ７.１	吸入負圧：8.0kPa、排気圧力：25.0kPa、キャタピラー　ＵＤＳ－ＦＥＲ、キャタピラー　ＵＤＳ－ＦＬＬ	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第千三百九十一号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

附則第三項の表二の項、三のロの項及び四の項利率欄中「１・二パーセント」を「１・三パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第１項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千三百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第１項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1170	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）ル・サンク中の橋計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社ＮＩＰＰＯ	東京都中央区京橋一丁目19番11号	平成24年11月22日
1172	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「ＷＡＺＡＣ函館五稜郭ミヤビ１」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	東日本ハウス株式会社	岩手県盛岡市長田町２番20号	平成24年11月22日

○中部地方整備局告示第二百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　２

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	一
変更後	勝又　公男

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月一日